

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和4年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p> <p>上記に係る申請及び支給決定等に関する事務に当たり特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 7, 8, 11, 12, 33の3, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条, 8条, 11条, 12条, 24条の5, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2: 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 110, 116及び120の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2: 10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3 ※2: 番号法別表第2 69の項は、現時点で主務省令に規定なし。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市福祉保険部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 児童福祉法, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく, 身体障害者手帳の交付, 自立支援医療の給付, 障害福祉サービス, 各種手当の支給等に関する事務	○身体障害者福祉法に基づく, 身体障害者手帳の交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく, 障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援), 補装具, 自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援, 日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務 ○身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく, 障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく, 特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務		
平成29年3月31日	I-1-③ システムの名称	更生指導台帳システム, 障害福祉サービスシステム, 重度障害者手当システム, 補装具システム, 更生医療システム, 移動・日中一時支援システム, 日常生活用具システム 中間サーバコネクタ 中間サーバ	更生指導台帳システム, 障害福祉サービス等支給決定等システム, 補装具システム, 更生医療システム, 移動支援・日中一時支援システム, 日常生活用具システム, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置システム, 特別児童扶養手当システム, 重度障害者手当システム 中間サーバコネクタ 中間サーバ		
平成29年3月31日	I-2. 特定個人情報ファイル名	更生指導台帳ファイル, 障害福祉サービスファイル, 重度障害者手当ファイル, 補装具ファイル, 更生医療ファイル, 移動・日中一時支援ファイル, 日常生活用具ファイル	更生指導台帳ファイル, 障害福祉サービス等支給決定等ファイル, 補装具ファイル, 更生医療システム, 移動支援・日中一時支援ファイル, 日常生活用具ファイル, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置ファイル, 特別児童扶養手当ファイル, 重度障害者手当ファイル		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8, 11, 12, 25, 37, 38, 60条	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 11条, 12条, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項		
平成29年3月31日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 16, 26, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 87, 106, 109, 110, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12, 19, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 44, 53条 ※第109, 110, 116項は, 現時点で主務省令に規定なし (情報照会の根拠) 番号法別表第2 10, 11, 12, 14, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9, 10, 11, 14, 27, 37, 38, 55条 ※12, 68, 69, 85, 109, 110の項は, 現時点で主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8, 10, 11, 14, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 9条, 10条, 11条, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 55条, 55条の2 ※68, 69, 85, 110の項は, 現時点で主務省令に規定なし		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-4-② 法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2 8, 10, 11, 14, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2 87, 106, 108, 116の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 9条, 10条, 11条, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2 10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 55条, 55条の2 ※68, 69, 85, 110の項は, 現時点で主務省令に規定なし</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87,106, 108, 110, 116及び119(※1)の項</p> <p>※1:改正法施行後は120項となる。</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2及び59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3</p> <p>※2:番号法別表第2 69の項は, 現時点で主務省令に規定なし。</p>		
令和1年6月26日	I-5-② (所属長→)所属長の役職名	障害福祉課長 高桑 和寿	障害福祉課長		
令和1年6月26日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 (第2庁舎1階) 電話番号 0166-25-6476	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 (第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476		
令和1年6月26日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		
令和1年6月26日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-② 法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87,106, 108, 110, 116及び119(※1)の項</p> <p>※1:改正法施行後は120項となる。</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2及び59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3</p> <p>※2:番号法別表第2 69の項は, 現時点で主務省令に規定なし。</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87,106, 108, 110, 116及び120の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2の2及び59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3</p> <p>※2:番号法別表第2 69の項は, 現時点で主務省令に規定なし。</p>		
	II-1. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		
	II-2. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-1-② 事務の概要	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)</p> <p>日常生活用具に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p>	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)</p> <p>日常生活用具に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p>		
令和4年3月31日	I-1-③ システムの名称	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当及び重度障害者手当システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ		
令和4年3月31日	I-2. 特定個人情報ファイル名	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当及び重度障害者手当ファイル	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳ファイル		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 11条, 12条, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項	番号法別表第1 7, 8, 11, 12, 33の3, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条, 8条, 11条, 12条, 24条の5, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項		
令和4年3月31日	II-1. いつの時点の計数	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点		
令和4年3月31日	II-2. いつの時点の計数	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点		